

『医療費のお知らせ』届きましたか??

いつもお世話になっております。

先週末は奈良でも雪❄️が降ったりもしましたか。このところ、着実に春が来ているなあと感じるお日様が☀️ご何だか喜んでいます。

ただ、まだまだインフルエンザが流行っているようなので、
気を振かずにこの冬を元気で終わりたいと思います!

（疾病手当金の控除が
立っています）

さて、もうお手に届いている方もいらっしゃるかと思います『医療費のお知らせ』

(※けんぽ協会 管掌の事業主さまの場合)

この通知は「加入者の健康保険に対する関心も高める」ことを目的に行われているものになります。(プラス医療費の不正請求防止の意味も。)

皆様がお支払されている健康保険料は加入者の医療費増減に連動しており、個々の加入者が健康を意識することにより全(本)の医療費が下がると加入者自身の保険料も減額になる... (ハズ)という図式になっています。

せっかく送られてくるお知らせですので、そのまま捨ててしまわずにちゃんと確認してみると改めて感じることもあるかもしれません。

(個人的にはそろそろ眼科に行かないと👁️という気持ちか... (泣))

ちなみに届く時期が今年なので結構いいやあいのですが、

不確定申告の医療費控除の明細としては使用できません。※注意
下さい。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。